

○博物館の登録等に関する規則

令和五年三月三十一日

仙台市教育委員会規則第六号

博物館の登録等に関する規則（平成二十七年仙台市教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、博物館の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（博物館の登録の申請）

第二条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十一条の登録を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより、教育委員会に申請をしなければならない。

（博物館の登録に関する基準）

第三条 法第十三条第一項第三号の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 博物館資料（法第二条第四項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第三項第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること

- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること
 - 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること
- 2 法第十三条第一項第四号の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 前項第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること
 - 二 学芸員が置かれていること
 - 三 前項第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること
- 3 法第十三条第一項第五号の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること
 - 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること
 - 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること
 - 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること
- (定期報告)

第四条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、教育長が別に定めるところにより、一年に一回、教育委員会に報告しなければならない。

(博物館に相当する施設の指定に関する基準)

第五条 第三条の規定は、博物館に相当する施設（法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設をいう。）の指定の基準について準用する。この場合において、第三条第一項第一号中「博物館資料（法第二条第四項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）」とあるのは「資料」と、「博物館資料に」とあるのは「資料に」と、「博物館を運営する」とあるのは「博物館に相当する施設（法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設をいう。次項及び第三項において同じ。）を運営する」と、第三条第一項第二号から第六号まで及び第三項第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第二項第一号及び第三号並びに第三項第三号及び第四号中「博物館」とあるのは

「博物館に相当する施設」と、同条第二項第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と読み替えるものとする。

(委任)

第六条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。